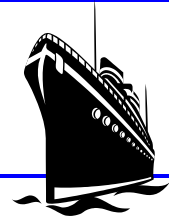


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

インドネシア 保税物流センターの概要と現状

タンジュン・プリオク港の拡張、パティンバン港の建設や、9年の歳月を経て先般開通した港湾高速道路など、今まさにインドネシアは物流構造改革の真っただ中にあります。その中枢を担う取組の一つが、2015年11月に政府が経済政策パッケージの一部として導入した「保税物流センター」制度です。同制度下では、インドネシアの製造業向け原材料・半製品・製品などの貨物について、輸入者がインドネシア居住者でなくとも、保税状態で保管・仕分・加工などができます。そのため、インドネシアの産業活性化とASEANでの物流ハブ化に寄与する制度として物流関係者・貿易関係者から注目されています。本稿では本制度の概要、利用メリットおよび現状についてご紹介します。

1. 保税物流センター制度の概要

保税物流センター（Pusat Logistik Berikat、以下 PLB）制度と、従来のインドネシア保税倉庫（Gudang Berikat、以下 GB）制度との比較表、および PLB 制度において輸入者にメリットがあると思われる点をご紹介します。

【PLB 制度と GB 制度の比較表】

項目	保税倉庫 GB	保税物流センター PLB
認可対象者	GB 管理者	PLB 運営事業者
利用対象者	GB 管理者または貨物所有者 (非居住者は対象外)	PLB 運営事業者または売買 当事者(非居住者も対象)
関税評価のタイミング	GB への貨物搬入時	PLB からの貨物搬出時
税関職員	常駐	常駐なし
蔵置可能な期間	最長1年	3年(貨物によっては延長可)
対象とできる貨物	輸入貨物のみ	輸入・輸出貨物の両方 輸入は製造業用の原材料、 半製品、製品に限定
倉庫施設の条件	倉庫設立に必要な基礎的な項目 のみ	左記に加え広さ条件(1万㎡)や IT倉庫管理システム導入など
管理者の義務	倉庫運営に必要な基礎的な項目 のみ	左記に加え在庫データのITシス テム保管、監視カメラによる監視 など
1免許で設置できる箇所	1ヶ所	複数ヶ所
実施できる付加価値作業	包装・再包装、仕分、梱包、 キッティング、カッティング	左記に加え、品質管理、組立時の 調整・設定、部品の再取付・修繕、 塗装、インドネシア語のラベル 貼付など

(1) 非居住者も PLB を利用可能に

GBはインドネシアに輸入した貨物を保税状態で蔵置できる倉庫ですが、居住者名義でしか貨物を保管できません。そのため、インドネシアに拠点が無い輸入者の場合、シンガポールやマレーシアなど国外の倉庫に在庫を保管し、注文の都度、これらの国の倉庫から輸入するのが一般的でした。一方、PLBは輸入者が非居住者でも利用可能であり、現地法人の設立やパートナー企業の協力なしに、在庫をインドネシア国内に保管できるようになります。その結果、輸入者は国外倉庫からの小口輸入に代わって、一定量の貨物の一括輸入と在庫オペレーションが可能となり、物流コストを削減できます。また、納入先までの輸送距離・時間が短くなり、顧客のニーズに合わせて必要な量を搬出できるため、受注から納品までのリードタイムの削減と在庫管理の効率化を図れます。

(2) 関税評価のタイミング

GB 制度と PLB 制度では、通関時の関税評価のタイミングが異なります。GB 制度下では貨物の GB への搬入時、PLB 制度下では PLB からの搬出時に、それぞれ関税評価を行います。例えば、機械製品の材料を輸入し組立加工を行った上で搬出する場合、GB 制度下では搬入する材料全てを通関する必要がありますが、PLB 制度下では組み立てた後の製品のみを通関するだけで済みます。PLB を利用することで、輸入者は輸入通関に関わる必要書類の準備や、申請手続きにかかるロードを削減することができます。

(3) 付加価値作業範囲の拡大と保管期限の延長

GB では包装・仕分・梱包などの簡単な作業を行うことができますが、PLB ではそれらに加えて品質管理、組み立てた製品の各種調整や設定、脱落または破損した部品などの再取付・修繕、インドネシア語のラベル貼付などの作業を行うことが可能となりました。また、保税状態での貨物の保管期限は、GB では最長 1 年でしたが、PLB では 3 年まで延長されており、一括輸入した貨物を長期に保管することができるようになりました。そのため、輸入者は顧客のニーズに合わせた付加価値の高いサービスをより柔軟に提供できるようになります。

2. 保税物流センター制度の現状

インドネシアのジョコ・ウィドド大統領は 2016 年中に 11 ヶ所、2017 年中にさらに 50 ヶ所の PLB 設立を目指すと言明していました。PLB を管轄する税関総局によると、2017 年 3 月時点では 26 ヶ所が申請または認定されています。各 PLB が取り扱っている貨物は石油・天然ガス、鉄鋼、繊維、自動車部品、化学品・医薬品、食品など多岐に渡り、場所もジャカルタ近郊に留まらずバンドン、スラバヤ、チレゴン、デンパサール、バリクパパン、アチェなど広範囲に所在しています。日系物流企業も既に進出しており、最近ではこの 3 月にジャカルタ近郊のチカランに食品関連 PLB を設立しました。今後ますます増えるであろう PLB は、インドネシア経済・産業の発展と、物流拡大・効率化を支える画期的な制度として期待されます。

【PLB が設立された地域】



なお、当社では近く現地調査を実施し、上述の PLB 制度も含むインドネシアにおける物流の最新事情と諸課題をテーマにセミナーを開催することを予定しております。

<参考文献一覧>

インドネシア財務大臣規定： No. 143/PMK. 04/2011、No. 272/PMK. 04/2015

JETRO 通商弘報： <https://www.jetro.go.jp/biznews/> (2016/8/19、2017/4/14記事)

The Jakarta Post HP： www.thejakartapost.com (2016/3/11、2016/10/26記事)

以上